

平成二十五年法律第二百一号
農地中間管理事業の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	農地中間管理事業の推進
第二章 農地中間管理事業の推進	農地中間管理事業の推進に関する基準
第一節 農地中間管理事業の推進	農地中間管理事業の推進
第二節 農地中間管理機構（第十四条—第十六条）	農地中間管理機構（第十四条—第十六条）
第三節 農地中間管理事業の実施（第十七条—第十九条）	農地中間管理事業の実施（第十七条—第十九条）
第四節 連携及び協力等（第二十三条—第二十五条）	連携及び協力等（第二十三条—第二十五条）
附則	附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業經營を営もうとする者の参入の促進等による農用地の効率化及び高度化の促進を図り、もつて農業の生産性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をい。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをい。第三十二条第二号において同じ。）をいう。以下の法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 農用地

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

五 農用地等を貸付け方により運用することを目的とする信託（第二十七条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限る。）の

るため、都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

農用地等について農地中間管理権を行なうこと。農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第十項において同じ。）を行うこと。

二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第十項において同じ。）の委託を受けること。

三 農用地等について農業の經營又は農作業（以下「農業經營等」という。）の委託を受けること。

四 農業經營等の委託を受けている農用地等について農業經營等の委託（委託の相手方の変更を含む。）を行うこと。

五 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るために業務を行なうこと。

六 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行なまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行なう農業經營を含む。）

七 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行なう、新たに農業經營を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 この法律において「農地中間管理機構」とは、第四条の規定による指定を受けた者をい。

十 この法律において「農地中間管理権」とは、第五条の規定による指定を受けた者をい。

十一 この法律において「農地中間管理権」とは、第六条の規定による評価委員会の設置

十二 この法律において「農地中間管理権」とは、第七条の規定による評価委員会の設置

十三 この法律において「農地中間管理権」とは、第八条の規定による評価委員会の設置

十四 この法律において「農地中間管理権」とは、第九条の規定による評価委員会の設置

三 農地法第四十一条第一項に規定する利用権

第二章 農地中間管理事業の推進

第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

都道府県知事は、政令で定めるところにより、農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 効率的かつ安定的な農業經營を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第十項において同じ。）の委託を受けた者であると認められること。

三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。

四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合に、その事業を行なうことによって農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その他の農地中間管理事業を適正かつ確実に実行する者であると認められること。

六 都道府県は、前条の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

七 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

八 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

九 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

十 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

十一 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

を目的とする一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財團法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に係る業務の実施に関する農地中間管理事業の公正な実施に係る業務の実施に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、農地中間管理機構として指定することができる。

農地中間管理事業の公正な実施に係る業務の実施に適合すると認められるものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められる事。

一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められる事。

二 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められる事。

三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。

四 農地中間管理事業以外の事業を行なうことによって農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その他の農地中間管理事業を適正かつ確実に実行する者であると認められること。

六 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

七 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

八 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

九 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

十 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

十一 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

十二 都道府県は、前条の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行なう事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。

2 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。

3 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。

(農地中間管理事業規程)

第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程(以下「農地中間管理事業規程」という)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農地中間管理権を取得し、又は農業経営等の委託を受ける農用地等の基準

二 農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託の方法

三 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行い、又は農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託を行う方法

四 第二条第三項第五号に掲げる業務の実施基準

五 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応するための体制に関する事項

六 農地中間管理事業に係る業務の委託の基準

七 その他農地中間管理事業の実施方法に関する農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認可があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理

事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。

2 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

2 前項第一号に掲げる事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他の農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向その他の地域的事情を考慮して農地中間管理権を取得し又は農業経営等の委託を受けることを内容とするものであること。

3 前項第二号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 農地中間管理事業を効率かつ効果的に実施する観点から、第十七条第二項に規定する区域については農地中間管理機構が農用地等の所有者(当該農用地等について所

有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。)に対し農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託に関する協議を積極的に申し入れるほか農用地等の所有者からの申出に応じて当該協議を行い、その他の区域については農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農用地等の所有者と当該協議を行うこと。

イ 農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画(第十七条第二項及び第十八条第三項において単に「地域計画」という。)の達成に資することその他の地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付け又は農業経営等の委託の相手方の選定及びその変更を行うこと。

イ 農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画(第十七条第二項及び第十八条第三項において単に「地域計画」という。)の達成に資することその他の地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付け又は農業経営等の委託の相手方の選定及びその変更を行うこと。

ロ その取得する権利の存続期間又は残存期間に関する基準、当該権利が賃借権である場合における借貸の算定期基準及び支払の方

法、当該権利が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利(以下「経営受託権」という)。である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定期基準及び決済の方法そ

の他農林水産省令で定める事項を適正に定め、これに基づき、農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託を行うこと。

ハ 農用地等の貸付けに当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農用地等の貸付けの相手方に對し、土地改良法第八十七条の三第一項の規定によ

る土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

ハ 前項第四号に掲げる事項が、農用地等の貸付け又は農業経営等の委託が確実に行われる

二 農地中間管理権の取得に当たって、当該取得した農地の貸付けを円滑に行う観点から、農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について、当該農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下この二において「所有者等」という。)が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、農地中間管理機構が、所有者等に對し当該措置を講ずることを促すこと。

ホ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十

七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

ホ 前項第三号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画(第十七条第二項及び第十八条第三項において単に「地域計画」という。)の達成に資することその他の地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付け又は農業経営等の委託の相手方の選定及びその変更を行うこと。

イ 農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画(第十七条第二項及び第十八条第三項において単に「地域計画」という。)の達成に資することその他の地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付け又は農業経営等の委託の相手方の選定及びその変更を行うこと。

ロ その貸付け又は農業の経営の委託に係る農用地等についての権利の存続期間又は残存期間に関する基準、当該権利が賃借権である場合における借貸の算定期基準及び支払の方

法、当該権利が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利(以下「経営受託権」という)。である場合における農地中間管理機構に帰属する損益の算定期基準及び決済の方法その他の農林水産省令で定める事項を適正に定め、これに基づき、農用地等の貸付け又は農業経営等の委託を行うこと。

ハ 農用地等の貸付けに当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農用地等の貸付けの相手方に對し、土地改良法第八十七条の三第一項の規定によ

る土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

ハ 前項第四号に掲げる事項が、農用地等の貸

付け又は農業経営等の委託が確実に行われること。

六 前項第六号に掲げる事項が、その業務を適正かつ確実に実施することができると言認められた者に對し不适当に差別的な取扱いをするものであること。

七 特定の者に對し不适当に差別的な取扱いをするものでないこと。

七 前項第六号に掲げる事項が、その業務を適正かつ確実に実施することができると認められた者等に對し不适当に差別的な取扱いをするものでないこと。

七 都道府県知事は、第一項の認可をした農地中間管理機構が、第一項の認可を受けた者等と對し、これを変更すべきことを命ずること。

七 都道府県知事は、第一項の認可をした農地中間管理事業規程が農地中間管理事業の的確な実施上不適當となつたと認めるときは、農地中間管理機構に対し、これを変更すべきことを命ずること。

八 都道府県知事は、第一項の認可を受けた農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第六条第二項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するところともに、これらを公表しなければならない。

九 条農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第六条第二項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するところともに、これらを公表しなければならない。

(財務及び会計に関する必要な事項の農林水産省令への委任)

第十二条 この節に定めるもののほか、農地中間管理機構が農地中間管理事業を行う場合における農地中間管理機構の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十三条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

(事業の休廃止)

第十四条 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第十五条 都道府県知事は、農地中間管理機構が都道府県知事が前項の規定により農地中間管理事業の全部の廃止を認可したときは、当該農地中間管理機構に係る指定は、その効力を失う。

第十六条 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第十七条 (農地中間管理事業の実施)

農地中間管理機構は、農地中間管理事業の趣旨の普及を図るとともに、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うものとする。

第十八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業(第二条第三項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る)の実施により、農地中間管理権者しくは經營受託権の設定若しくは移転(次項第一号において「農地中間管理権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは經營受託権の設定若しくは移転(以下「賃借権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は經營受託権を取得する場合には、この限りでない。

第十九条 農地中間管理権の設定等を受ける者は、これに基づく処分に違反したときは、農地中間管理事業を行つたとき。

第二十条 第八条第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行つたときは、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第二十一条 (指定を取り消した場合における経過措置)

前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、都道府県知事がその取消し後に新たに農地中間管理機構の指定をしたときは、取消しに係る農地中間管理機構は、その農地中間管理事業の全部を、新たに指定を受けた農地中間管理機構に引き継がなければならぬ。

第二十二条 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理機構に引き継がなければならぬ。

第二十三条 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理機構に引き継がなければならぬ。

第二十四条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の実施

管理事業に関する所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第三節 農地中間管理事業の実施

第十七条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の趣旨の普及を図るとともに、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うものとする。

第十八条 農地中間管理機構は、地域計画の区域において、農地中間管理事業を重点的に行うものとする。

第十九条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業(農用地利用集積等促進計画)

第二十条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業(第二条第三項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る)の実施により、農地中間管理権者しくは經營受託権の設定若しくは移転(次項第一号において「農地中間管理権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは經營受託権の設定若しくは移転(以下「賃借権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

第二十一条 農地中間管理機構は、農地中間管理権の設定等を受ける者は、これに基づく処分に違反したときは、農地中間管理事業を行つたとき。

第二十二条 第八条第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行つたときは、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第二十三条 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理機構に引き継がなければならぬ。

第二十四条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の実施

の相手方及び方法、当該権利が經營受託権である場合にあつては農業の経営の委託者が帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法

第二十五条 農地中間管理機構がイに規定する者から手方及び方法

第二十六条 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託、契約期間並びに対価及びその支払の方法

第二十七条 その他農林水産省令で定める事項

第二十八条 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託、契約期間並びに対価及びその支払の方法

第二十九条 その他農林水産省令で定める事項

第三十条 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託、契約期間並びに対価及びその支払の方法

第三十一条 その他農林水産省令で定める事項

第三十二条 その他農林水産省令で定める事項

第三十三条 その他農林水産省令で定める事項

第三十四条 その他農林水産省令で定める事項

第三十五条 その他農林水産省令で定める事項

第三十六条 その他農林水産省令で定める事項

第三十七条 その他農林水産省令で定める事項

第三十八条 その他農林水産省令で定める事項

第三十九条 その他農林水産省令で定める事項

第四十条 その他農林水産省令で定める事項

第四十一条 その他農林水産省令で定める事項

第四十二条 その他農林水産省令で定める事項

第四十三条 その他農林水産省令で定める事項

第四十四条 その他農林水産省令で定める事項

第四十五条 その他農林水産省令で定める事項

第四十六条 その他農林水産省令で定める事項

第四十七条 その他農林水産省令で定める事項

第四十八条 その他農林水産省令で定める事項

第四十九条 その他農林水産省令で定める事項

第五十条 その他農林水産省令で定める事項

第五十一条 その他農林水産省令で定める事項

第五十二条 その他農林水産省令で定める事項

第五十三条 その他農林水産省令で定める事項

第五十四条 その他農林水産省令で定める事項

第五十五条 その他農林水産省令で定める事項

第五十六条 その他農林水産省令で定める事項

第五十七条 その他農林水産省令で定める事項

第五十八条 その他農林水産省令で定める事項

第五十九条 その他農林水産省令で定める事項

第六十条 その他農林水産省令で定める事項

の相手方及び方法、当該権利が經營受託権である場合にあつては農業の経営の委託者が帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法

第六十一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。(以下同じ。)の意見を聴くとともに、前項第一号又は第二号に規定する土地が地域計画の区域内の土地であるときと認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときについては利害関係人の意見を聽かなければならない。

第六十二条 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者(以下「賃借人」という。)の氏名又は名称及び住所

第六十三条 その他農林水産省令で定める事項

第六十四条 その他農林水産省令で定める事項

第六十五条 その他農林水産省令で定める事項

第六十六条 その他農林水産省令で定める事項

第六十七条 その他農林水産省令で定める事項

第六十八条 その他農林水産省令で定める事項

第六十九条 その他農林水産省令で定める事項

第七十条 その他農林水産省令で定める事項

第七十一条 その他農林水産省令で定める事項

第七十二条 その他農林水産省令で定める事項

第七十三条 その他農林水産省令で定める事項

第七十四条 その他農林水産省令で定める事項

第七十五条 その他農林水産省令で定める事項

第七十六条 その他農林水産省令で定める事項

第七十七条 その他農林水産省令で定める事項

第七十八条 その他農林水産省令で定める事項

第七十九条 その他農林水産省令で定める事項

第八十条 その他農林水産省令で定める事項

第八十一条 その他農林水産省令で定める事項

第八十二条 その他農林水産省令で定める事項

第八十三条 その他農林水産省令で定める事項

第八十四条 その他農林水産省令で定める事項

第八十五条 その他農林水産省令で定める事項

第八十六条 その他農林水産省令で定める事項

第八十七条 その他農林水産省令で定める事項

第八十八条 その他農林水産省令で定める事項

第八十九条 その他農林水産省令で定める事項

第九十条 その他農林水産省令で定める事項

第九十一条 その他農林水産省令で定める事項

第九十二条 その他農林水産省令で定める事項

第九十三条 その他農林水産省令で定める事項

第九十四条 その他農林水産省令で定める事項

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 第二項第一号口に規定する土地ごとに、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て（当該土地が農作業の委託を受ける場合には、農作業の委託を行ふ者に限る。）の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権、使用貸借による権利又は經營受託権（その存続期間が四十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られないれば足りる。）

五 第二項第二号口に規定する土地ごとに、同号イに規定する者（同号ハに規定する者がある場合には、その者及び同号イに規定する者）の同意が得られていること。

六 第二項第一号口又は第二号口に規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備えること。

イ 農用地であつて、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するも

の同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の土地であつて、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。）同条第四項の規定によ

り同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

都道府県知事は、第一項の認可をしようとして、その申請に係る農用地利用集

6 場合において、その申請に係る農用地利用集

積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農地利用集積等促進計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。ただし、農地中間管理機構が、第三項の規定による市町村の意見の聴取において、あわせて、次の各号に掲げる土地のいずれかに該当する（第二項第一号口又は第二号口に規定する土地がそれぞれ前項第六号イ又はロに定める要件に該当することについて意見を聞き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。

一 前項第六号イに掲げる土地（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

二 前項第六号口に掲げる土地（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

四 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて第一項の権利が設定され、又は移転する。

五 第七項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。

六 第六項の規定による協議を要しない。

七 市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聽くものとする。

八 市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聞いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとし。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

九 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

十 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第二条第五項第一号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行ふ場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかるらず、貸主又は賃貸人との承諾を得ることを要しない。

十一 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認める場合は、移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。）同条第四項の規定によ

り同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

都道府県知事は、第一項の認可をしようとして、その申請に係る農用地利用集

積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農地利用集積等促進計画について意見を聞き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。

一 前項第六号イに掲げる土地（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

二 前項第六号口に掲げる土地（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

四 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて第一項の権利が設定され、又は移転する。

五 第七項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。

六 第六項の規定による協議を要しない。

七 市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聽くものとする。

八 市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聞いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとし。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

九 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

十 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第二条第五項第一号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行ふ場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかるらず、貸主又は賃貸人との承諾を得ることを要しない。

十一 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認める場合は、移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。）同条第四項の規定によ

り同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

都道府県知事は、第一項の認可をしようとして、その申請に係る農用地利用集

積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農地利用集積等促進計画について意見を聞き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。

一 前項第六号イに掲げる土地（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

二 前項第六号口に掲げる土地（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

四 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて第一項の権利が設定され、又は移転する。

五 第七項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。

六 第六項の規定による協議を要しない。

七 市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聽くものとする。

八 市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聞いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとし。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

九 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

十 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第二条第五項第一号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行ふ場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかるらず、貸主又は賃貸人との承諾を得ることを要しない。

十一 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認める場合は、移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。）同条第四項の規定によ

り同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

都道府県知事は、第一項の認可をしようとして、その申請に係る農用地利用集

積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農地利用集積等促進計画について意見を聞き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。

一 前項第六号イに掲げる土地（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

二 前項第六号口に掲げる土地（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。）当該指定市町村の長

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

四 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて第一項の権利が設定され、又は移転する。

五 第七項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。

六 第六項の規定による協議を要しない。

七 市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聽くものとする。

八 市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聞いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとし。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

九 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかるらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

十 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第二条第五項第一号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行ふ場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかるらず、貸主又は賃貸人との承諾を得ることを要しない。

十一 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認める場合は、移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。）同条第四項の規定によ

2 前項の規定は、第十九条第一項又は第二項の規定による協力の求めには適用しない。

(不確知共有的探索の要請)

用集積等促進計画(存続期間が四十年を超えるい債権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第二十二条の四において同じ。)を定める場合において、第十八条第二項第一号に規定する土地のうちに、同条第五項第四号に規定する土地であるその二分の一以上との共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。)があるときは、関係する農業委員会に対する(以下「不確知共有者」という。)の探索を行いうよう要請することができる。

2 農業委員会は、前項の規定による要請を受けた場合には、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとする。

第二十二条の三 農業委員会は、前条第一項の規定による要請に係る探索を行つてもなお共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて知っているものの全ての同意を得て、農地中間管理機構の定めようとする農用地利用集積等促進計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。

二 共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨

三 共有者不明農用地等について、農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農地中間管理機構が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨

四 前号に規定する権利の種類、内容、始期及び存続期間並びに当該権利が貸借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法

五 不確知共有者は、公示の日から起算して二ヶ月以内に、農林水産省令で定めるところによつて、農地中間管理機構は、農用地利

り、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べる

ことができる旨

(不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす旨)

(不確知共有者のみなし同意)

六 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす旨

(情報提供等)

第二十二条の五 農林水産大臣は、共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第二十二条の三の規定による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報のインターネットの利用による提携その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四節 連携及び協力等

第二十三条 農地中間管理機構は、地方公共団体及び公庫等と密接な連携の下に、その創意工夫を發揮して農地中間管理事業を積極的に実施しなければならない。

第二十四条 農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会その他の農業に関する団体及び公庫等は、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

(農林水産大臣による評価等)

第二十五条 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行い、その結果及び農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施している農地中間管理機構の取組に関する情報を公表することその他の方法により、農地中間管理事業の効率的かつ効果的な実施に向けた取組が促進されるよう努めるものとする。

第二十六条 第二十二条の二 第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百一十三号)の特例を定めることができる。

(登記の特例)

第二十七条 農地貸付信託の引受けを行つう農地中間管理機構(以下「信託法人」という。)への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

第二十八条 信託法人への信託については、信託法(平成十八年法律第八十号)に規定する裁判所の権限(次に掲げる裁判に関するものを除く。)は、都道府県知事に属する。

1 信託法第六十六条规定による信託の終了を命ずる裁判、同法第六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第一百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

2 信託法第一百八十条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

第三章 雜則

第二十九条 信託法第三条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第二十三条第二項から第四項まで、第五十五条、第七十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十五条、第九十六条から第九十八条まで、第一百三条、第一百四十四条、第一百五十五条、第七十九条から第九十一条まで、第五十五条、第七十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十五条、第九十六条から第九十八条まで、第一百三十条、第一百四十六条から第一百四十九条まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七條から第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二項及び第四項の規定は、信託法人への信託については、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対しその業務若しくは資産の状況に關し報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一条 都道府県知事は、農地中間管理事業の運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、農地中間管理機構から農地中間管理事業に係る業務の委託を受けた者(以下この項及び次項において「業務受託者」という。)に対しその委託を受けた業務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所若しくは事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 都道府県知事は、農地中間管理事業の運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、農地中間管理機構から農地中間管理事業に係る業務の委託を受けた者(以下この項及び次項において「業務受託者」という。)に対しその委託を受けた業務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所若しくは事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

3 業務受託者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

4 第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣への通知)

